

都道府県・ 政令指定都市名	13 東京都
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

**問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織**

局 部 課 ( 室 ) 名	生活文化局都民生活部男女平等参画課				
担 当 職 員 数	19	人	(専任 19 人、兼任 0 人)		

**問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)**

名 称	東京都男女平等参画推進会議	
設 置 年 月 日 ( 西暦 )・根 拠	2000年7月21日	根拠: 東京都男女平等参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	生活文化局長	

**問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等**

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	東京都男女平等参画審議会	
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2000年7月25日	
構 成 員	25 人	(女性 13 人、男性 12 人)

**問4 男女共同参画に関する計画**

計 画 期 間 ( 西暦 )	2022 年 4 月 ~	2027 年 3 月
名 称	東京都男女平等参画推進総合計画	
改定・見直しの予定時期		<input checked="" type="radio"/> ○ 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

**問5 男女共同参画に関する条例**

有の場合	名 称	東京都男女平等参画基本条例	
	公 布 日(西暦)	2000年3月31日	
	施 行 日(西暦)	2000年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2022年6月22日	
	改 正 内 容	都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、都の附属機関等の委員構成について、男女の比率を割り当てる東京都版クオータ制を導入(東京都版クオータ制の特徴)	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

**問6 審議会等委員への女性の登用**

目 標 値	調査時点コード		1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	(西暦)	年度まで	%		
根 拠	40%以上の状態を継続(2030年度まで)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	2050東京戦略～東京 もっとよくなる～ (1)地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律、条例設置) (2)要綱に基づき知事等が隨時設置する懇談会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 233 )うち女性委員を含む審議会等数( 233 ) 延総委員等数( 2,285 )延女性委員等数( 1,084 )女性比率( 47.4 )				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 127 )うち女性委員を含む審議会等数( 127 ) 延総委員等数( 3,094 )延女性委員等数( 1,208 )女性比率( 39.0 )				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 44 )うち女性委員を含む審議会等数( 44 ) 延総委員等数( 1,924 )延女性委員等数( 800 )女性比率( 41.6 )				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1 審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 ) 延総委員等数( 91 )延女性委員等数( 25 )女性比率( 27.5 )				
目標値以外の目標設定					
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	( 年 0 月現在 )	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	東京都男女平等参画基本条例にて「男女いずれの性も40%以上となるよう努めなければならない」と規定(クオータ制)		

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	2,396	331	13.8	589	73	12.4	301	14	4.7	1,506	244	16.2	
	うち一般行政職	1,503	259	17.2	369	55	14.9	26	2	7.7	1,108	202	18.2	
支庁・地方事務所等	計	1,504	290	19.3	449	51	11.4	0	0		1,055	239	22.7	
	うち一般行政職	1,028	204	19.8	251	31	12.4	0	0		777	173	22.3	
全体	計	3,900	621	15.9	1,038	124	11.9	301	14	4.7	2,561	483	18.9	
	うち一般行政職	2,531	463	18.3	620	86	13.9	26	2	7.7	1,885	375	19.9	
再掲	警察関係	813	33	4.1	284	11	3.9	301	14	4.7	228	8	3.5	
	教育委員会	145	33	22.8	31	7	22.6	0	0		114	26	22.8	

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計	6,023	1,576	26.2	2,382	139	5.8				
	うち一般行政職	3,998	1,311	32.8	123	26	21.1				
支庁・地方事務所等	計	5,244	1,471	28.1	3,835	149	3.9				
	うち一般行政職	2,249	711	31.6	83	23	27.7				
全体	計	11,267	3,047	27.0	6,217	288	4.6				
	うち一般行政職	6,247	2,022	32.4	206	49	23.8				
再掲	警察関係	1,417	62	4.4	6,217	288	4.6				
	教育委員会	793	347	43.8	0	0					

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	76	11	14.5	662	123	18.6	302	19	6.3	
	うち一般行政職	65	11	16.9	394	102	25.9	11	1	9.1	
支庁・地方事務所等	計	328	25	7.6	306	87	28.4	269	29	10.8	
	うち一般行政職	108	12	11.1	123	36	29.3	32	9	28.1	
全体	計	404	36	8.9	968	210	21.7	571	48	8.4	
	うち一般行政職	173	23	13.3	517	138	26.7	43	10	23.3	
再掲	警察関係	231	14	6.1	285	12	4.2	571	48	8.4	
	教育委員会	5	0	0.0	51	21	41.2	0	0		

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○		○		○	◎		○	○	東京都庁・警視庁で考慮要素は異なる。		
課長補佐相当職	○		○		○	◎		○		東京都庁・警視庁で考慮要素は異なる。		
係長相当職	○		○		○	◎		○	○	東京都庁・警視庁で考慮要素は異なる。		

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	38,561	5,504	14.3
昇格試験	7,323	404	5.5

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	3,270	1,142	34.9
うち 上級	2,183	884	40.5
うち一般行政職	918	394	42.9
うち 上級	783	345	44.1
うち警察関係	1,200	307	25.6
うち 上級	627	195	31.1

## 問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がない、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	東京都職員服務規程、警視庁職員旧姓使用取扱要綱の制定について
該当部分の条文(本文)	<p>○東京都職員服務規程 第三条の二 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、総務局長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たつて、都民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 5 任命権者を異にする異動があつた者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとする。</p> <p>○警視庁職員旧姓使用取扱要綱の制定について 第2 旧姓使用の方針等 1 旧姓使用の方針 職員から旧姓使用の申請があつた場合は、一部の公文書を除き、旧姓使用を認める。</p>

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦) 2025年8月1日

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
139	34	24.5	27	4	14.8

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	東京ウィメンズプラザ				愛称・通称					
設置年月日(西暦)	1995年11月10日				施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号 : 150-0001 住 所 : 東京都渋谷区神宮前5-53-67 電話番号 : 03-5467-1711 FAX番号 : 03-5467-1977 ホームページ: <a href="https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/</a>									
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称: その他( 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 東京都生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称: その他( 									
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	12	人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	37	人	予算額	2025年度 1,143,534 千円		
主な事業	○ 1. 連携・協働(主な事項: DV防止等民間活動支援事業、被害者自立支援、民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 公開講座(DV防止・女性活躍推進)、ライフ・ワーク・バランスに関する啓発冊子の作成・配布) ○ 3. 講座(主な事項: DV被害者自立支援講座、区市町村職員等向け研修) ○ 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、DV相談、特別相談(男性のための悩み相談、法律相談、精神科医師による面接相談、LINE相談)) 5. 実態把握(主な事項: 6. 調査研究(主な事項: 7. 國際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料等の収集・提供、ホームページでの情報提供) 9. 苦情処理(主な事項: ○ 10. その他(主な事項: 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口、会議室等施設の提供)									
男女共同参画・女性に関するもの										
※ 実施しているもの:○										

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

## 2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [ 内容: ]		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催
○ 2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [ 名称 : ]
[ 概要 : ]
7. その他 [ 内容 : ]

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [ 内容: ]

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	767,875	814,678	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				○
⑬ その他				

## 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
3 役員に占める女性割合に関する項目		○
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入	○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業(4、5、7、8、9、10)、TOKYOババ育業促進企業(10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	東京都女性活躍推進大賞(2~5.7~10.12)、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業(4、5、7、8、9、10)のうち、大賞・優秀賞

## 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

1

→

女性活躍推進法第27条の「協議会」の具

体的名

称

女性も男性も輝くTOKYO会議

## 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 2. 無	問17-1 名 称	東京都女性活躍推進白書、東京の男女平等参画データ		
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1	年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ ○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( 東京都女性活躍推進白書については不定期だが、東京の男女平等参画データについては定期的に公表を行っている。 )			

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発			
・①配偶者暴力防止講演会	①一般都民を対象に、配偶者暴力に関する情報を提供	①200名	①11月
・②民間団体との交流事業(東京ウイメンズプラザフォーラム)	②団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を実施	②1,300名	②11月
・③女性の活躍・男性の育児家事等参画推進事業	③ライフ・ワーク・バランスの実現や女性活躍推進に向けたセミナーを開催	③500名	③6-2月
・④女性のキャリアアップ等支援	④女子中高生向け女子大生との座談会、気軽に相談・交流できるトークカフェを実施	④500名	④6-3月
・⑤区市町村連携事業	⑤住民にとって身近なテーマを切り口に、都と区市町村が連携して普及啓発を行い、男女平等参画・女性活躍の推進に向けて、地域からの気運醸成を支援することを目的として実施(年1回)	⑤100名	⑤2月
・⑥気運醸成のための広告	⑥女性活躍推進に关心が薄い人に興味をもってもらうため、動画等を作成し、広報展開		⑥12月-1月(予定)
・⑦男性の家事・育児参画マインドチェンジキャンペーン事業	⑦男性の家事・育児促進に係る社会全体のマインドチェンジに向け、Webサイト「TEAM家事・育児」では、子育て中の夫婦・プレパパ・プレママ・経営者・管理職などあらゆる方に向けて家事・育児に役立つ情報を発信		⑦通年
・⑧性別による無意識の思い込みに関する取組	⑧男女平等参画を推進するため、性別による無意識の思い込みに気づき、性別にとらわれず自らの希望や意思に基づき人生の選択肢を広げることを目的に、無意識の思い込みに関する動画を使用した普及啓発などをを行う。		⑧通年
・⑨企業等と連携した女性活躍気運醸成	⑨女性の参画が少ないSTEM分野等における女性活躍を推進するため、企業等と連携した女子中高生向けオフィスツアーを実施し、女子中高生の進路・職業選択を応援		⑨7月、8月、3月
・⑩幼少期を対象にした性別による無意識の思い込みに関する取組	⑩職業に対する性別による無意識の思い込みを払拭することを目的とし、キッザニア東京と連携した親子参加型のイベントの実施や、小学生新聞とのタイアップによる啓発を行う。		⑩9-11月
・⑪国際女性デーを契機とした女性活躍のための気運醸成	⑪女性の参画が少ないSTEM分野等における女性活躍を推進するため、国際女性デーを契機とした特別企画を実施し、女子小学生(高学年)・中学生の進路・職業選択を応援		⑪3月
・⑫女性に対する暴力をなくす運動に関する取組	⑫女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて都庁舎等バブルライトアップを実施。また、運動期間に合わせて、新高校1年生向けにデートDVに関する啓発カードを配布。		⑫11月
・			
2. 表彰			
・東京都女性活躍推進大賞	女性の活躍推進に向け、先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く発信していく。		1月
・			
3. 講座			
・①男女平等推進担当職員研修	①区市町村の女性センター職員等を対象に専門的、具体的講座を実施	①各回30-300名	①4-1月
・②配偶者暴力相談支援センター事業	②区市町村や民間団体において被害者支援を行う職員を対象に実践的な講座・演習を実施	②各回50-300名	②5-3月
・③DV被害者自立支援講座	③こころのサポート・生活自立支援のための講座	③各回25名	③4-3月
・④配偶者暴力被害回復のための子供広場	④配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象に、遊びを通じた継続的な学習の機会を提供	④各コース5家族	④6-1月
・⑤民間団体向け研修	⑤DV被害者支援を行う民間団体等に対して、DV被害支援の基本的知識や支援方法を学ぶために実施(年2回)。	⑤各回70~100名	⑤3月
・			
4. 相談事業			
・①相談事業	①一般相談、DV相談、特別相談(男性のための悩み相談、法律相談、精神科医師による面接相談、LINE相談)		
・②女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」	②ちょっとした悩みや不安を抱える女性と、仕事、子育て、介護などを経験してきた都民をつなぐ掲示板サイト「TOKYOメンターカフェ」を運営し、相談者の多様な悩みに寄り添いながら、次の一步を踏み出すきっかけとなるよう支援する。		
・			
5. 情報収集・提供			
・①図書資料等の収集・提供	①東京ウイメンズプラザ図書資料室の運営		
・②ホームページでの情報提供	②東京ウイメンズプラザホームページ等での情報提供		
・③SNSでの情報提供	③Instagramでの情報提供		
・			
6. 苦情処理			
・			

7. 交流促進	①民間団体との交流事業(東京ウイメンズ・プラザ・フォーラム) ②協働プロジェクトの実施 ③配偶者暴力対策ネットワーク会議の実施	①基調講演、団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を実施 ②女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「女性活躍推進ロゴマーク」の利用承認) ③配偶者等親密な男女間で起こる暴力問題に関する総合的な取組みに向けて、民間団体、区市町村、裁判所、検察、警察や弁護士会等関係機関相互の連携を促進するとともに中長期的な課題を検討する会議の開催。	①1300名	③9月、3月(予定)
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	①DV防止等民間活動助成事業 ②DV被害者自立支援 ③STEM分野で働く魅力発信事業「オフィスツアーア」 ④配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金 ⑤配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金	①DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。 ②民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣) ③女性活躍推進の一環として、STEM分野等への女性参画を促進する事業を実施する。都内女子中高生等を主な対象とし、オフィスツアーアを開催し、将来STEM業界で働く魅力を発信し、進路の選択肢拡大を狙うとする。 ④区市町村が民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体と連携し行う先進的な取組及び民間シェルター等による先進的な取組に要した経費に対して交付金を交付(1団体あたり1,000万円上限)。 ⑤加害者プログラムを実施する団体に対して、実施に係る事業、人材育成事業、効果検証を対象として経費を補助(1団体あたり100万円上限)。	③7・8月、春(予定) ④4月 ⑤6月	
9. 國際交流・海外派遣事業	男女平等参画のための都市間ネットワーク(CHANGE)	共同設立都市(バルセロナ、フリータウン、ロンドン、ロサンゼルス、メキシコシティ)と連携し、男女差別、女性蔑視、ジェンダーに基づく不公平に対する取組のベストプラクティスを共有する		
10. 調査研究	男性の家事・育児実態調査	未就学児の子を持つ夫婦等の家事・育児分担に関する実態や男性の家事・育児状況について調査し、今後の施策の参考とするため、隔年で実施。		隔年実施
11. その他	①区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 ②会議室等施設の提供	①区市町村に対し、区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。 ②ホール・会議室・視聴覚室等の施設を活動の場として提供		

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	東京都議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	4	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	2	
規定名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2	

規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	4		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 家族の弔事、その他の事故		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )	○
規 则 名	議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第四条 議員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の関係法令等(以下「関係法令等」という。)とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 —九 略 十 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(令和六年東京都条例第二百四十号)に定めるカスタマー・ハラスメントをはじめ、各種のハラスメント行為を行ってはならないこと又は第三者をして同様の行為をさせてはならないこと。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 则 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	]
計画、指針名	東京都地域防災計画
該当部分の規定	東京都生活文化スポーツ局 ○災害対策における男女平等参画の視点の必要性について区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施 ○災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化 ○男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を区市町村へ情報提供 (計画上の記載は旧局名(生活文化スポーツ局)のままとなっているが、現在は生活文化局が所管している)

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

**問21 災害対策本部への女性職員の配置状況**

本部員の総数 (本部長を含む)	31 人	うち女性数	6 人	女性比率	19.4 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの  
防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 実施している  |  |
| 2. 実施していない |  |

**問23 男女共同参画センターの設置根拠**

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例	〔	〕
2. 条例以外(要綱など)		

**問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。**

- |       |  |
|-------|--|
| 1. あり |  |
| 2. なし |  |

調査時点コード： 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ( )

)

## 問26. 都道府県における首長等の状況

知	事	1	1. 女性 2. 男性	日期:	2024年7月31日	~	2028年7月30日
副	知	事		4人	(女性 1人、	男性 3人)	

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
内訳	1 都道府県防災会議(会長を含む)	91	28	30.8	
	都道府県防災会議(委員のみ)	90	27	30.0	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	2	12.5	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の都道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	28	5	17.9	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	1	20.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行つ指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	1	5.6	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	20	18	90.0	
2	国土利用計画地方審議会	22	9	40.9	
3	土地利用審査会	5	3	60.0	
4	都道府県交通安全対策会議	40	7	17.5	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	28	12	42.9	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	12	57.1	
7	精神医療審査会	64	26	40.6	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	14	4	28.6	
9	都道府県医療審議会	28	8	28.6	
10	准看護師試験委員会	10	6	60.0	
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12	地方社会福祉審議会	29	10	34.5	
×	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				調査日時点未選任
×	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会				調査日時点未選任
15	国民健康保険審査会	9	2	22.2	
16	都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
17	都道府県森林審議会	14	4	28.6	
18	都道府県建設工事紛争審査会	40	18	45.0	
19	建築審査会	7	4	57.1	
20	都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
21	都道府県都市計画審議会	33	9	27.3	
22	開発審査会	7	3	42.9	
23	私立学校審議会	20	8	40.0	
24	石油コンビナート等防災本部	36	9	25.0	
25	公害健康被害認定審査会	15	7	46.7	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				調査日時点未選任
27	都道府県児童福祉審議会	33	18	54.5	
28	地方港湾審議会	37	13	35.1	
29	土地地区整理審議会	15	5	33.3	複数あり(合算)
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
31	介護保険審査会	18	10	55.6	
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
33	感染症の診査に関する協議会	77	24	31.2	複数あり(合算)
34	警察署協議会	868	408	47.0	
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				調査日時点未選任
37	都道府県国民保護協議会	93	27	29.0	
38	地方独立行政法人評価委員会	24	12	50.0	
39	市街地再開発審査会	10	2	20.0	
×	40 都道府県職員委員会				調査日時点未選任
×	41 自然再生協議会				調査日時点未選任
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	7	4	57.1	
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
44	留置施設視察委員会	10	4	40.0	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	26	8	30.8	東京都メティカルコントロール協議会
46	指定難病審査会	29	14	48.3	
47	小児慢性特定疾病審査会	7	4	57.1	
48	行政不服審査会	12	6	50.0	
49	地域医療対策協議会	23	9	39.1	
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	31	14	45.2	東京子供・子育て会議
51					
52					
53					
54					
55					
	合計	1,924	800	41.6	
	女性委員0の審議会数	0			

## 問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	2	40.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	39	12	30.8	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	14	1	7.1	
9	内水面漁場管理委員会	8	1	12.5	
合 計		91	25	27.5	
女性委員0の委員会数		1			